

令和4年第2回 倉敷市廃棄物減量等推進審議会会議録

1 日時 令和4年10月13日(木) 午後2時から午後3時40分

2 場所 倉敷市役所 3階水道局会議室

3 出席者

(1) 委員15人

藤原会長, 網中副会長, 片山委員, 井出委員, 川東委員, 中村委員, 田中委員, 室山委員,
大屋委員, 有吉委員, 竹田委員, 井上倫子委員, 高橋委員, 衛藤委員, 根岸委員

(2) 事務局7人

(3) 欠席者2人

井上副会長, 百本委員

記

1 開会

(事務局) それでは時間の方が参りましたので、ただいまより令和4年度第2回倉敷市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきたいと思います。本日の委員様の御出席の状況ですけれども、17名中15名の出席となっております。井上裕康委員様と百本委員様からは、事前にご欠席の方のご連絡をいただいております。

したがいまして、半数以上の出席がありますので、倉敷市廃棄物減量等推進審議会条例第6条第2項の規定によりまして、会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは開会にあたりまして、藤原会長よりご挨拶の方よろしく願いいたします。

2 あいさつ

(会長) 皆さん、こんにちは。本日は、少し暖かくなって、夜は非常に寒いんですけど、少し活気が戻ったかになっていう気がしております。

これからですね。インバウンドが始まって、倉敷市にもたくさんの旅行客が来られると思っております。

そうしますと、やっぱり事業ごみが増えて来るということで、事業ごみが元に戻る。それに対して、対策をするっていうのも必要かなと思っております。

今日ご議論させていただくのは、事業ごみ手数料の改定ということでございます。これまでに、この委員会でも、何度か議論させていただきました。その現状のご報告をして頂くということですね。

それから2つ目に、一時多量ごみの制度ということで、3番目に食品ロスの削減推進計画について、ご議論いただきたいと思います。

ということで、皆様からご意見をいただけたらと思います。

よろしくお願いいたします。

3 議事

(1) 事業ごみ(事業系一般廃棄物)手数料の改定について

(事務局) 藤原会長どうもありがとうございました。

それではこれからの議事につきましては、藤原会長によりをお願いいたします。

(会長) それでは座ってさせていただきます。

議事に先立ちまして、本日の会議の議事録署名承認につきましては、有吉委員と室山委員をご指名いたしますので、よろしくお願いします。

それでは議事に移ります。会議の終了は、16時を予定しておりますので、スムーズな議事進行ができるように、皆様のご協力よろしくお願いします。

最初に議事の(1)事業ごみ(事業系一般廃棄物)手数料の改定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 説明

(会長) ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。なお、会議録を作成するため、会議を録音していますので、ご発言する前に、お名前をおっしゃった上でご発言をお願いします。いかがでしょうか。

質問がないようでしたら、次の議題に移らせていただきます。よろしいでしょうか。

(2) 一時多量ごみ制度の創設について

(会長) それでは続きまして、議題の(2)一時多量ごみ制度の創設について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 説明

(会長) ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。ご発言の前にお名前をおっしゃってください。はい、どうぞ。

(委員) 教えて頂きたいんですけども、これと同様の制度につきまして、他の市町村で、すでに運用されているような事例があれば教えて頂ければ。

(会長) 事務局お願いします。

(事務局) この制度は、西日本では実施している自治体はあまりないんですけども、関東の方になりますと、川崎市さんですとか、町田市さん、あとちょっと形が違うんですけど、福岡市さんなんかも、こういった類似の制度を作っておられます。

(会長) ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

(委員) 引っ越しということですけども、介護施設入所ではなくて、例えばこの住むところからこことか、そういう引っ越しとかはどうなるんですか。

施設ではなくて、いわゆる介護入居等ではなく、普通の引っ越しという時の、まるで全部それを持っていくとはならないと思いますけど、その対応はどのようになるんでしょうか。

(会長) いかがでしょうか。

(事務局) 先ほど言われた事例につきましては、対象となります。

今回の制度は、市の今の現在の家庭ごみの定期収集に乗らない収集方法について、新たに許可制度を構築して対応しようという趣旨でございます。

ただ使えない場合として、毎月使いたいとか、ごみを一定期間ためて、また使いたいとかそういった使い方は、ちょっと一時多量ごみとは考え方が違いますので、そういったものは申請があったときに、ちょっと確認をしようと考えております。

(会長) 今に関係して、使用できる回数とかの上限とかあるんですか。

(事務局) 上限等はありません。頻繁に引っ越しをして、その時々により一時多量ごみが出るのであれば、それは、申請は可能です。

(会長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員) 幾つかちょっとお聞きしたいことがあるんですが、4の処理手数料に関する件なんですけれども処理費に関しての設定なんです、これは業者ごとで自由に設定されるということですか。

それとも、市の方である程度目安を決めて、設定いただくとか、そういう方向なんですか。

(事務局) 処理手数料につきましては、この7ページ目を見ていただきたいんですけども、粗大ごみの処理手数料というのは市の条例で決まっておりますので、どこの業者も同じ金額という形になります。

ただし下の図にあります片付けですとか、運搬に関する費用というのは民間の業者ですので、それぞれ違った金額にはなろうかと思えます。ただホームページの方で市民の方が閲覧できるように、大体の目安ですとか、料金設定の考え方っていうのは、ホームページへ載せていただくように指導しようと考えております。

(委員) あとすいません。もう1件なんです、最後のスケジュールのところにあるんですけど、この処理業者の広報についてなんですけれども、処理を中心として考えていらっしゃるから、既存の処理業者を対象にということだと思えます。

引っ越しであつたりとか、移動というと、例えばリサイクル業者であつたりとか、そういうところが今のところ多分ほとんどかわったりするんじゃないかと思えますよ。

私もちょっと知り合いの方が、移動するときに、リサイクル業者にお願いして、リサイクルできるものはそのまま買い取っていただいて、それ以外のものは処分に回すという形で、相殺されてたりとかするようなのですが、その辺のところは何か考えてますか。

(事務局) はい。そのあたりも考えておりまして、市民の方が許可業者と契約をするときに、当然家の中を片付ける際に、金属ですとか有価物みたいなものとか、資源ではないものっていうのは当然あるかと思えますので、そういったものは売却益については実際の最後払う手数料の方から引いてくださいというふうな指導はしようと考えております。

(会長) ありがとうございます。ということは収集運搬業者さんが、それぞれのごみが、資源、そして処理したか、或いは焼却したかっていうそういう報告を利用者にするという理解でよろしいですか。

(事務局) はい。実際には収集運搬許可業者と、リサイクル業者がタッグを組んで、有価物として売り払えるものは、そういった専門業者と一緒にやったほうが、効率がよくなるかなと思えますので、そういったこともあり得るかなと思っております。

(会長) ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

(委員) 私も何回か引っ越しをしたことがあるんですけど、手数料支払いで、業者によって人件費が違うと思うんです。それでたまに高額請求されたトラブルが、多々他の詐欺でもありますので、そういうのは統一感があつた方がいいのかなと思えます。

(事務局) 収集運搬に関する費用は、事業活動の中で決まってくる金額なので、市の方からこういう料金にしてくださいというのは言えないということがあるんですけども、大体の目安をホームページに記載していただくことと、実際に初めて使われる方は、複数社の許可業者から見積もりを取って、比較していただきますっていうようなアドバイスを、窓口で相談に来られた時に、説明させていただこうと考えております。

(会長) ということですがよろしいでしょうか。

ただ、そういう情報は、提供されるんですか。市の方から。選ぶのは市民の人が選ぶんですけど、幾らでやりますという情報は、個人が聞かないといけないのか、ある程度情報が公開されるのか。

(事務局) 公開する情報につきましては、許可業者名とか住所とか電話番号という、そういった基本的な情報

のみになります。

各会社のホームページの方に、目安となる料金の方を記載してくださいという形なので、各社のホームページを見ると大体の金額がわかるのと、あと実際に話をするときは見積もりを取ってもらって、家の大きさですとか、事前の片付けがどれだけできてるかで金額が変わるというのがありますので、しっかり業者の方と何回も相談していただくようになると思います。

(会長) そういうことなんで、よろしくお願いします。

(委員) 粗大ごみに関してなんですけれども、山陽新聞をとってるんですけど、折込広告に、無料で電話1本でとか、玄関先に出してくださいっていうのはよくチラシに入ります。あれは違法ですか。それとも正しいものなのでしょうか。

なかなか出すことはないんですけど、ご近所でやっぱり玄関先に出したりとか、もう電話1本で、家電なんかでも普通だったらリサイクル料金で、家電の買い換えのときには、電気屋さんをお願いしてそのリサイクル料を払って捨てるんですけどそういうのを見てももう無料ですとなるんですけども、それは、どうなんでしょうか。

でも、きちんとなんか割と看板を大きく掲げられてされてる業者さんなんですけれども、そこらへんはどうなんでしょうか。

(事務局) ちょっと法律的なことになるんですけども、他人のごみを事業として運ぶ場合には、許可がないと運べないっていうのが解説書上で明確に規定されております。

なので、排出者の方が、ごみとして出したのであれば、許可がないと運べないんですけども排出者が出したごみかどうかっていうのを判断する指標というのを出してまして、5つぐらいあるんですけど、そういうものを照らし合わせてそのものが本当に価値としてないのかっていうのを判断したりするのが、常に難しいっていう面があって、あと倉敷市もそういったチラシとかを見つけるとごみとして回収してるのは駄目ですよっていうのは、注意はするんですけども、海外で売れるだとか、いろんな言い訳をされてなかなか指導に至らない部分があるかなと思います。

今回、そういうものを防止する目的でもこの一時多量ごみ制度っていうのを作って、その運べる業者を周知することで、そういった水面下でやってるような事業が少し淘汰されていくかなというプラスの面もあるかなと考えております。

(会長) ありがとうございます。どうぞ、事務局。

(事務局) 今回の一時多量ごみの制度、ちょっと全体的なお話なんですけれども、今、言われました0円で引き取りますっていうのが、やっぱり有価物のリユースとかっていうものを想定したような取り扱いで、されてるような行いなんですけれども、今回、市の方が作る制度っていうのは、きちんと廃棄物処理法上の許可に基づいて市が出した許可で、廃棄物を扱えるっていうことを前提にした、処理の制度として作っていくものです。

ですから、きちんとそこで許可を出した業者さんと排出される住民の方との民間の契約に基づくものになりますので、先ほど言われたように料金設定の方は、民間の業としてやるので、市がこの金額ですよっていう規制はできなくなるんですけども、その民間事業の中で民間の活力を使ってといった片付けですとか、そういったものを適正に処理できるように市が許可を出していくというものに基づいたものですので、ちょっと今まで倉敷市でやっていなかったような制度になるところが特徴的なものかなと思います。

当然ごみの処分するところにつきましては、きちんと市の処理場の方にお持ちいただくということで、その後の適正処理の方は市のほうで担保していこうかなと思ってるものなんですけれども、資源化

物等については、今民間の方で、リサイクルの技術も発展しておりまして、これ法律上も許可なく取り扱えるものですので、契約した業者さんの方で、資源化物として処理するっていうことは可能というふうなものとして制度の方を作って行っております。

これから許可を出していくところなんですけども、複数の事業者に対して、ある程度事業者数、許可を出していく予定で進めているんですけども、料金の高い安いつてのはどうしても起こってくるかと思しますので、利用される住民の方の防衛策としましては、先ほど事務局の方から見積もりを取ってくださいっていうのをお願いしてたと思うんですけども、見積もり合わせといいますか、複数の業者さんから見積もりを取って、飛び抜けて高額なところは避けるですとか、そういった自営の防衛策とかもとっていただきながらですね、上手に活用いただけたらというふうに考えておりますんで、今後そのあたりも啓発をしていこうかなと思っておりますので、また、ご不明なところとかありましたら、制度開始に応じてご質問とかいただけたらと思しますので、よろしくお願いします。

以上です。

(会長) ありがとうございます。どうぞ、お願いします。

(委員) この一時多量ごみの制度とても良くて、私は10年ほど前に、高松市が実家なので、高松市は一般ごみも有料なんです。一般ごみも有料だし、他も仕方がないので業者に頼んで、大変だったんです。

だから県外に住む者にとってはとてもいい制度なので、この間聞いた時すごいよくて、愛育委員会に持って帰って、こんなのができるよって言ったんですけど、今後ともよろしくお願いします。

(会長) ありがとうございます。

先ほどの無料っていうお話が出ましたが、ということは、無料で引き取りますっていうのは、そのサービスを受けずに、多量ごみを出す人は、必ずこの市の制度を使ってくださいっていうふうに、これしかありませんよっていう形で進めるんですか。

(事務局) 家庭ごみにつきましては、許可がないと運ばませんので、もし問い合わせがあれば、そういった無料の回収業者に出すのはやめてくださいという言い方をさせてもらおうと思います。

有価物については確かに売り払いができるものについては、ちょっと廃棄物処理法の対象外になってしまうので、ちょっと規制が難しいです。

(事務局) 無料で回収する事業者さん、確かに回っている実態は市の方も把握はしておりまして、その事業者さんがすべて、法律に反してるかというところとちょっと、そこまでは言えない状況で、きちんと有価物として取ってリユースといいますか、そういったものをされているところもあったりですね、引き取った後に、ちょっとごみとして扱われているようなこういうのも実際あるのかなっていうのが総務省の方が数年前に実態調査といいますか、調査をかけたときにそういう実態がありますよというところまでは、わかってきてるところです。

それが1件1件ごみかどうかという判断というのは個別に見ていかないといけないので、ひどいものについては、市のこういった制度があるので、そちらに誘導しつつですね、中でも有料でしてるところについては、もうそこは、住民の方のご利用の判断になると思うんですけども、今まで市が作ってなかった制度を作ることによって、やっぱり安心して使えるのはこちらの方だっていうふうにご判断して、利用いただけるようなものになるように、これからちょっとこの事業についてまずは啓発の方を強めていって、安いからとか、しょうがないからっていうことで、今まで手段がないからちょっとそっちの方で、一過性だろうっていう方も結構いらっしやったのかなと思うんですけども、こういったものを整理することによって、徐々に適正な方に進んでいくように努めていこうかなと思っています。

(会長) ありがとうございます。どうぞお願いします。

(委員) 2点ありまして、1点は片付けごみ、一時多量ごみの中で、有価物として取ってもらえるもの、例えば書棚の本とかですね。いろんなものがあると思う。金属類等、まとめれば、それは有価物になるよとか、そういったもののご案内というのをですね、徹底してお願いできればと思います。

先日、駅前のホテルの地下の和食のレストランの片付けを、依頼されたんですけどその時にお皿が、ものすごい量で市の方へ相談したら、それは取れませんということで同業者の組合のみんなに相談したら、どこどこに持っていけば、買い取ってくれるよっていうお話をいただいて、それで問い合わせをして、大体数百キロの陶磁器をお持ちしたら、買い取りをしてくれたとかですね。だからそういった形で何でもかんでも処理ではなくて事前にある程度身軽にリサイクルできるものっていうのをある程度固めてですね、ごみ以外のものとして有効に資源として活用できるっていう流れを平行して、アナウンスするのが必要なと思います。

それから我々ごみの業者に関しては、基本的には、B to Bですね、事業者と事業所という形で今まで商売をさせていただいたんですけど、ここで初めて市民との接点ができるっていうことで、例えば、ホームページには安い値段が載ってますよ。けど実際に行ってみて、作業したらいろんないちゃもんつけてですね、追加の金額がこんなにかかったんで、例えば20万が40万ですよとか、そういうトラブルっていうのは普通に予想ができるかなと。

先日も某病院の先生が、千葉の方にご自宅があってそこを引き払うんで、ちょっと現地の行政にどういうふうにしたらいいか、聞いてみたら同じような内容だったんですけど、聞いてみたら、そこは千葉県の幕張で、4社そういう業者を指定して、市の方もやっぱり評判がいいところっていうのはこの2つですね。結局そういう流れになっていくんじゃないかなと。

本当か嘘かわかんないですけど、そういう噂が出ると、市民の方も警戒するでしょうし、そういった交通整理というかたくさん許可を出すっていうことは果たしていいのか。というのがありますし、値段を全部業者任せだよというの、どうなんかなというのがあるので、市民が、困らない本当に便利な許可と思いますので、それを有効に活用できるような仕組みを作っていただければありがたい。

(会長) どうぞ。

(委員) 業者の方が、皆さん悪徳とは限らない。良い業者さんも本当にいらっしゃると思うんですけども、一般市民からしたら、本当に信じられないことがたまにあったりとかして、それで、見積もり契約ってありますよね。

これは業者さんと利用者さんの間に矢印がついているんですが、ここに市役所が、ワンクッション入っていただいて、こういう見積もりが出ただけけど大丈夫とか、相談窓口とか、そういうのを置いていただきたいし、それからやっているときに、業者さんから「こんなにあるんじゃない、高くなるよ」とか、言われたときに、やっぱり相談できる窓口を作っていただけたら、市民としては安心して依頼もできるし、片付けもできるし、いいのかなあと思うんですけど、疑ったらきりがいいんですけど、やっぱり詐欺がすごく今多いので、ちょっと心配なところがあるかなと思います。

(会長) 事務局いかがでしょうか。

(事務局) 先ほど話していただいたご意見、非常に参考になりまして、例えば事業ごみの許可を持っている業者が倉敷市では118社あります。

今度、一時多量ごみの許可を出すにしても、やはり市民の方が直接選ぶようになりますので、これが50も60もあれば返って市民の方にとって使いにくかったり、値段をつり上げをする業者も出てきますので、適正な業者数というのはあるんだろうとは思いますが、そのあたりは業者数が増え

すぎないようにこちらも需要と供給のバランスを見ながらとか、制度のあり方というのは引き続き検討していこうと思っております。

また初めて実施する制度ですので、相談窓口については、一般廃棄物対策課のほうで、そういう相談を受けまして最初の見積もりと、大分違ったとかいう相談があれば、許可を出してますので、そういった業者への直接指導とかも可能ですので、そういった情報を吸い上げるような施策も同時に考えていきたいと思えます。

1つ目の質問で、貴金属とかの売り払いに関して家の中を丸ごと片付けると思い出の品なんかっていうのも結構出てきたりして、そういったものもごみとして一括で処理するのではなくて排出者とか利用者の方と相談して、決めてくださってというようなことも、許可を出した後に説明会というのを、許可をとった業者にしようと考えておりますので、そういった中でしっかりアナウンスしていきたいと思っております。

(会長) よろしいですか。

今、見積もり時点での相談とか言われましたけど、市としてどこまでできるのかっていうことを一度ご検討いただいでですね、あまり手続きが煩雑になっても使えないし、と言っているいろいろ相談はしたい人、いろいろあると思うので、ここのところの制度っていう部分の細かい部分について、こうしますっていうのをまた、ご報告いただけたら、またそれで議論できるかなというふうに思います。

ありがとうございました。

非常に良いシステムだということをおっしゃっていただきましたけど、かなりの方が使いたいと思われるのではないかと私も思いました。どうぞよろしくお願いします。

(3) 食品ロス削減推進計画策定について

(会長) それでは、その次の議題に移らせていただきます。

それでは、議事(3) 食品ロス削減推進計画の策定についてに入ります。

倉敷市では、食品ロス削減を推進するための計画の策定を予定されているということで、本日その概要についてご説明いただけるということです。事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局) 説明

(会長) それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、質問がありましたらお願いいたします。

発言前に、お名前をおっしゃってください。

はい、どうぞ。

(委員) 栄養改善といたしまして、毎年食育栄養まつりというのを12月にやっておりまして、4年か5年ぐらい前に、食品ロスのことをちょっと取り上げておりまして、大根1本買うと、どうしても少人数だったら1本食べきれなかったりするので、そしたらこういうレシピがありますよとか、上の方は何かに使って下の方は何かに使って、どうしても余るようだったら干してみてくださいとか、そういうレシピを取り上げてやりました。

高齢者だったら1回おかずをつくっても、食べきれないことがよくあるので、リメイクレシピとか、そういうのをご紹介したこともあるんです。だけど売っているお豆腐とかでも、大き過ぎて食べれないとか、そういうご意見をたくさんいただいたので、またそういうことも考えていきたいなと思っております。

(会長) ありがとうございました。

(委員) ある公民館でフードバンク等の利用をして、あるもので食材を作ろうということで、近くの高校生の

方が協力してくれて小学生、中学生対象で、食材をある程度どれだってせず、あるものでしょうということで、そのとき考えるんです。献立を。ですから、かなりハードだったんですけど、とってもすばらしい献立ができました。健康づくり課の栄養士さんも来ていただいて協力していただきました。

やっぱりフードロスをなくすのは、教育が大事だと思います。ここにも啓蒙等が書いてあるんですけども、給食等では残菜調査とかしたり、なるべく残さない。ただ、ハードに嫌いなものを食べろということが今できない時代ですので、そこら辺からの啓蒙ということで、やはり市の方で、努めてこういう啓蒙とかそういう関わり等、持っていただけたらと思います。

本当、今は食料がないですから、進めていかないと大変なことになると思っていますので、ぜひ進めてもらいたい。これは、もう市役所全体で関わらなくちゃいけないことだと思います。

(会長) ありがとうございます。

(事務局) 一般廃棄物対策課の方でも、おそらく福田公民館とかでされた事業で新聞等でも読ませていただきまして、そこも相談の段階から一般廃棄物対策課の方も関わらせていただきながら、こういったことをやってるかっていうのも把握させていただいております。

で、現在8課連携して、去年までやりましたって言ったんですけども、やはり言われるとおりで、教育というところの効果というのは、すごく大きいというふうに認識しておりまして次回は、公民館とその親であります市民学習センターですね。そういったところも会議の方に加わっていただきながら、より幅広い取り組みができないかなということで、計画をしております。

今お手元の方に、くらいふ通信を置いてあると思うんですけども、担当課の廃棄物の方ではこういったもので啓蒙をしていきながら、あと参加していただけてます各課で、保健体育課で、学校教育で給食をきっかけにした教育ですとか、学校教育以外に社会教育の分野でも公民館等で、そういった取り組みとかも広げていけたらと思っています。

このくらいふ通信は毎月、10月は食育食ロス削減推進月間ということで、テーマとして取り上げさせていただいたものです。これ以前にも災害の関係で啓蒙させていただいたり、いろいろテーマ決めて、できるだけ月間で発行させていただいてるものなんですけども、左上見ていただきましたら、先ほど説明の中でありました、市が組成分析といって、ごみステーションから、ごみのサンプルをとってどれぐらい、こういったものが混ざってるか調査をかけたところ、ごみステーションに出されてる燃やせるごみの中に大体17%ぐらいは、こういった食品ロス関係が混ざってるということが実態として、明らかになっているところなんですけども、中をもうちょっと詳しく見ていくと一番この写真の左端が、まだまだ食べられる調理くずといって、捨てる部分を少し大きめに切ってしまったたりですね、多過ぎるから捨ててしまおうっていう、まだ食べられる部分なのに捨ててるようなものが見受けられます。

真ん中のところは、これ卵なんですけども賞味期限が切れて、多分こわいから捨ててしまおうということで、そのまま捨てられたようなものも混ざっております。

右端に至っては、全く手をつけてないような未使用の野菜ですとか、食材も結構混ざってます。身近なところでも、もう個人個人の行動によるようになると思うんですけども、ちょっと世界に目を向けると、こういった食品、食料に関係する大きな深刻な問題っていうものが、代表的なものだけを挙げても食糧不足ですとか、環境負荷、貧困の問題、経済的な損失っていうような、そういった大きな課題が世界にはあるということで、こういった食品ロスの関係はそういった大きな課題の第一歩として、身近なところから、取り組むことができる課題かなということで、そこに意識を持っていくためのきっかけとして食品ロスの削減推進計画というものが、作れたらいいのかなということで

ね、今年度一般廃棄物対策課の方も、計画の策定の方に進んでるところです。

今までが食品リサイクルは、他のごみになった後の対処の考え方というのが一般的になってたんですけども、やっぱりごみになる前のごみにしない取り組みっていうところに、意識を変えていく必要があるのかなということで、廃棄物の部署だけではなくて、経済ですとか農林ですとか、そういったところも巻き込んでですね、行動を広げていけたらというふうに考えております。

また、こういった啓発ですとか教育の方も、これから計画を元にですね、広げていけたらと思っておりますので、またご意見等いただけたらと思っております。

よろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

(委員) ちょっと素朴な疑問なんですけれども、様々な対策を打つに当たって現状把握っていうのは非常に大切だと。

で、11 ページ倉敷市の現状ということで、ちょっとそこで疑問に思いますが、隔年の調査をやっておられるということ、これは全国と同じような歩調でやっておられるのかなっていう感じで、勝手に思ったんですけども、こういうことについては元年から、この法律が施行されてですね、隔年の現状調査でいいのかなという素朴な疑問でございました。

もう1つは、家庭ごみって書いてありますけれども、事業系のごみについての、現状はどうなのかなというのが、素朴な疑問がありまして、その辺のところをしっかりと現状把握した上で、対策をとっていかれるとよりよい効果的なですね、対策が進むのではないのかなというふうな感じがします。

(会長) ありがとうございます。いかがでしょうか。

ごみの組成調査頻度。

(事務局) 組成調査につきましては、現在は隔年でしているんですけれども、食ロスに力を入れていくというところがございますので、毎年できないかということは検討させていただきたいと思います。それと事業ごみの量の現状把握につきましては、計画の方に現状等を目標ということで掲載を考えておりまして、今ちょっと推計の方を家庭ごみの推計と事業ごみの推計と、今作業をしているところでございますので、またお示しできたらと思いますのでよろしくお願いします。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 先ほど事業系のお話が出たので、ついでと言ってはなんですけど、我々事業者の方の回収をしています。

例えばですけども、そういったのに一生懸命取り組む事業者さんに、ごみの量、減量にも繋がりますし、何かしらのインセンティブというか、そういったものを、例えばお店でしたら、期限切れの食材を使った先ほど皆さん言われたレシピを作ってですね、そういった食材を安価にお客さんに提供して、ごみにはしないとかですね、何かそういう宣言みたいなものを作ってくれた業者さんに何かしら市が認めてあげるとか、そういった形も1つの方法なのかなと。

特にアイビーさんとか、パーティーとかやるところってやはり、食品のクズがたくさん出てくると思いますので、そういった多量排出事業者さんっていうのをですね、ピックアップして、協力をお願いしていくというような形も1つかなと思ったので、コメントさせていただきます。

(会長) ありがとうございます。

事業者さんのごみの調査というのが先ほどありましたけど、いろんな事業者さんいらっしゃって、たくさん種類があります。こういうのも今後調査されるってことですかね。

さっき調査して、整理してますというお話がありましたけど。

(事務局) 事業ごみにつきましては、各他市の計画、また岡山県は今すでに第5次廃棄物基本計画の方で、1章設けられておりまして、その中で食ロスの関係の規定をされております。

その辺の方を見させていただきますと実際、推計という形で、経済産業省だったと思うんですけども、そちらに報告をされている統計から推計をされているという方法で岡山県とか他市もそういった形でされておりますので、その辺の推計方法を参考にしながら、本市につきましても倉敷市の事業ごみがこれだけだっているのを推計してみたいと考えております。

(会長) ありがとうございます。

(委員) 食品ロスについては、婦人会なんかでも、コロナになる前は、よくお寿司をつくって穴子を焼きました。焼いたタレも無駄なものは一切ないということで、それを煮詰めて、みたらし団子のタレにするとか、みんなそういう、いろんなことを勉強する場で、いろんな機会があるわけですね。

こんな普通だったら捨てちゃうものをそれ使うのかという、やっぱり教育だと思うんです。私が小さい頃って、ご飯を残すと目が潰れるよと言って育ちました。だけど、今は割とご飯も平気に残すし、お茶碗も孫と一緒にご飯食べて綺麗にしろいと言っているんですけど、お母さんがあんまり言わない。娘なんですけど。だから私の教育が悪いんですけども、やっぱり教育だなと思いました。食べに行っても、飲食店の方も、ご飯の小ですか、中ですか、大ですかって、ロスをしないための努力もしてくれるし、実際食べれないものを大盛もらって1口2口食べて無駄にしたら駄目だって、食べに行っても綺麗に食べなさいっていうのはやっぱり教育だと思うんです。

今スーパーに買い物に行ったらすごく金額が高くなっています。明日までのものとかが20%引きとか40%引きだと皆さん目の色を変えて取り合いなんですけど、なかなか賛成できないんですけど、そうやって企業の方も食品ロスをなくすために値段を下げてでも買ってもらおう努力をしている、売る努力をしてくれるんだったらやはり、啓発していったって、もう食品を売れないけどたくさんいるのよって言って、持って行くしかないのかなと。

あと倉敷市がよくご近所さんアプリといって賞味期限が近くなったものをですね、民生委員をしておりましたら、コロナ禍で家から出られないとかいうことで、社会福祉協議会の方をお願いをして何度か食品を運んだことがあります。期限が短いですから、できるだけ早く食べてねということで、すごい喜ばれた経緯もあって、よくコンビニなんか行ったらボックスがあって、賞味期限が近いものでも食べれるもの、自分の家ではもう使わないものも、皆さん努力して、実際本当に必要とされてる方のところに行ってる。

私なんかでも、賞味期限が切れてる、賞味と消費の違い、子供なんかは、すぐもう賞味が切れたから嫌だと。ただ、美味しく食べれる期間よって、そういうのが教育だと思うんです。

またコロナが落ち着けば、いろんなところで栄養改善さんとか婦人協議会とかいろんな団体があるので、そういうところでできるだけ啓発してPRして、食品ロスに繋がればなと思いました。

(会長) ありがとうございます。

ここは廃棄物の委員会なので、ごみを捨てないようにっていうことで、言わないといけないと思いますが。何かいろいろな世界の飢餓の問題とかなかなか難しいところなんですけど、8課が協力してされてることなので、教育啓発の非常に大事なところを、どういう形でしていくといいのかっていうところをきちんと議論する必要があると思います。

それと、先ほど大根を買って余ってしまうとか、売り方というものもありますし、それが多量に積み上げて売ったらたくさん残っているかもしれない。

事業系から、そういう売れ残ったものがいっぱいごみとして出てるかもしれませんね。

やっぱり事業者の協力というか、小売店さんの協力とか、消費する側だけじゃなくて、それを作ったり販売する側に対しても、一緒に話し合いの中に入ってもらってやるのがやっぱりいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。そういう事業所からの食物のごみに、頭を悩まされているということはないでしょうか。

(委員) 日頃から事業者として、かなり食品ロスを出しておるんだろうと。私も直接は携わっておりませんが、その辺の実態は把握しておりません。

ただ、それぞれ家庭のごみ、事業系のごみというのをよく考えていく必要があるかと思います。

ただ売る側にとってみますと、これがなかなか難しいのかなという感じがします。

やっぱり予測はつかないので大量に仕入れて並べるといことで、その日によって量が違いましようから、ちょっとその辺のところ直接の担当ではないので、吟味できませんけれども、上司の方に、そういうふうなご意見があるといことで、事業者としてですね、そういうふうな考え方をしっかりと持っていく必要があるかなと。

(会長) ありがとうございます。

売る側と買う側がいたときに、ごみの減量って言うと、それが協力になるのか、それとも相反になるのか。たくさん売りたいという。あと、安く買ったからといって、大事に使うかっていうのもまたこれも別の問題だし、何か難しいなっていうふうには思います。

ただ、両方ともやっぱりこの食品ロスをなくしていかないといけないっていうところは一致すると思うので、売り方買い方について、しっかりと議論したほうがいいのかというふうに思っています。

他にございませんか。

(委員) 資料5ページのところのグラフを拝見しますと、すでにもう2017年以降、減少傾向にあるのかなというふうには見えました。で、全体の量が減っているとか、コロナというような特殊な要因を一旦排除しまして、すでにうまくいっていることが何なのか、また、できてないことが何なのかっていうのが推測でも結構ですので、もしあれば伺いたい。

(会長) ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局) 倉敷市の組成の調査を見ましても、生ごみの部分については、量が減っている状況でございます。何がうまくいって、何がまだできてないのかっていう分析まではまだできてないんですけども、この食品ロスの計画を策定することによって、さらに食品ロスの削減につなげていけたらと考えておりますので、よろしくお願いします。

(会長) ありがとうございます。

(事務局) 追加補足で説明させていただきます。

5ページの資料を見ていただけたら、右肩下がりというのは見て取れるかと思います。

実際に令和2年度については、食品ロスが一応過去最低になったというふうな、数字上もそんな形になっているんですけども、その原因について、表面的かもしれないですけど分析をしたところ、第1にはコロナ禍が大きな影響があったのかなと言われております。

実際、農林水産省の方でアンケートも実施してるんですけども、特に外食事業者の方が、廃棄物が減りましたと回答された方が、結構65%70%ぐらい占めているというふうなデータも出ておりまして、そういった傾向にあるのかなと感じております。

あと、それ以外で先ほど事業者の方の取り組みっていうのもあったかと思うんですけども、事業者の方で今、値引きですとか、手前から取っていきましようという啓発ですとか、そういった取り組みっていうのが今すごくされております。そういった事業者の方の取り組みというのも数字として出始

めているのかなということが、今国の方でも言われ始めてます。

先ほども言われましたけども今、倉敷市内でもご近所パントリーといって社会福祉協議会さんを中心として、できるだけ近くにそういった余った食材をため込んで置いて、そこを拠点にして身近なところに配っていきましようという取り組みも広がってきてまして、そこには事業者の方から、まだ活用できる食材が多く提供されて、それが有効活用されているようなこともありまして、そういった取り組みによって徐々に減ってきてる面もあるのかなということで、これから市の方で策定していく計画の方には、人口問題ですとか、そういったところにも繋がっていくかと思いますので、そういったことを廃棄物という観点からだけではなく事業者の方にも協力をいただきながら、広げていくことによって結果として、食品のロスといいますかごみも減っていくということに繋がればいいのかなと考えております。

そうしていくために個人個人でどういう意識が要るのかなということなんですけど、先ほどのくらいふ通信の1番左下のところに漫画を入れて書いてるんですけども、個人としても、まず社会の課題に気づくところから、興味を持って、まずは気づいていただくことで、次に自分に何ができるか考えてみると、考えた結果、自分にできる範囲のことを、まずはやってみるっていう、そういった積み重ねが個人であったり業者であれ、大きな結果の方に繋がっていくのかなと考えておりますので、こうした取り組みも進めていきながらというふうに考えております。

最初にいただきました質問で減少の傾向の原因としましては、コロナと取り組みが徐々に出てきますよというようなところかなと考えております。

以上です。

(会長) ありがとうございます。どうぞお願いします。

(委員) くらいふ通信のことなんですけど、ここの委員をさせていただいてるので、最初からアプリも入れまして、第1回から読ませていただいています。これもすぐわかりやすくよく書いてあるし、食品ロスのことも書いてるから、もっと皆に広められないのかなと。スマホを持ったらアプリからいつでも見れるんですけど。

例えば、私たちの学区のお年寄りの人に聞いて配りたいなと思って、以前の委員会の時に聞いたら、市役所に行ったら、部数くださいと言ったらくださるそうなんですけど、そういうわけじゃなくて、全戸に配布は難しいかもしれないけど、何かの形で、もっと広げて欲しいなと以前からずっと思ってたんです。すごくまとめて、よく書いてて、私がわからないときでも、これを見たらそうなんだというところはよくあるので、もっともっと広めて欲しいと思います。

(会長) どうもありがとうございます。

(事務局) ありがとうございます。できるだけ広めますので、そのやり方を考えていきたいと思います。

(会長) 他にご意見ないでしょうか。

それでは、食品ロスの話は、これからその施策について考えていくというお話をさっきからいただきましたので、今日のご意見を踏まえて、特にというふうな話が幾つも出ておりましたが、どういうアプローチがあるのかっていうことをご検討していただいて、具体的な施策案を出していただけたらと思います。

いかがでしょうか。事務局、そういうことでよろしいでしょうか。

たくさんのお話が出ましたので、ぜひご参考にしていただきたいと思います。

それでは、この点につきましては終わりたいと思います。

以上で本日の議題はすべて終わったということでよろしいでしょうか。

それではちょっと早くに終わりましたけど、事務局の方にマイクをお返しいたします。

どうもありがとうございました。

(事務局) 藤原会長どうもありがとうございました。

今後の予定ですけど、次回、来年2月に審議会の開催を予定しておりますので、また早めにスケジュール調整等させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また先ほど、食品ロスの削減推進計画の説明でありました、11月ぐらいに素案を郵送でさせていただいて、また読んでいただいてご意見ですとか、感想とかがあれば送り返していただいたものを参考にさせていただきながら、その後パブリックコメントの方をさせていただいて、まとめさせていただいたものをまた2月にご説明できたらというふうに考えておりますので、またそのときはよろしくお願いいたします。

それではご質問とかご意見とかないようですので、これから閉会のほうに移りたいと思います。それでは閉会にあたりまして、環境リサイクル局長の佐藤よりご挨拶の方を申し上げます。

(佐藤局長) あいさつ

(事務局) それでは以上をもちまして、今回の審議会を閉会とさせていただきたいと思います。

皆様、長時間にわたりご協力ありがとうございました。

4 閉会

以上のとおり、議事が行われたことに相違ありません。

令和4年/2月30日

会長

藤原 健史

委員

石吉 貴美代

委員

室山 晃一
